

## よくある質問

Q1)3月中に4月の利用の申し込みをしたい場合はどうすればよいですか。

A1)3月31日までは施設での直接の受付はできませんので、これまで通り e-KOBE で神戸市へ申請してください。

4月1日以降の利用の前には、お手数をおかけいたしますが「令和6年度からの継続利用のお申込み」からの申請をお願いいたします。

Q2)「利用承認通知書」や「利用履歴通知書」が届くまでどれくらいかかりますか。

A2)e-KOBE を通じて3営業日程度で送付します。ご事情によりお急ぎで利用を希望する場合は、お住まいの地域の区役所・支所へお電話でご連絡ください。

Q3)妊娠中の予約の対応が施設によって異なるのはなぜですか。

A3)分娩を受け入れている施設では空床を利用して産後ケア事業を受け入れており、直前の日程にならなければ受入の見通しがたたない場合があります。また、施設によってキャンセル料の設定も異なるため、予約の受付についてはご出産の時期等もふまえて施設とご調整をお願いいたします。

Q4)キャンセル料の設定が一律ではなくなったのはなぜですか。

A4)産後ケア事業は助産所と医療機関で実施していますが、施設ごとに規模が異なり、受入にあたっての人員体制や準備も異なります。今後も事業を継続して実施していくために、施設のごとに必要なキャンセル料を設定することとなりましたので、十分ご確認の上ご利用いただきますようお願いいたします。

Q5)利用した回数はどのように確認したらよいですか。

A4)利用されるごとに施設で母子健康手帳へ記入をします。母子健康手帳で管理をしてください。神戸市から利用ごとの通知書の発行はありません。

神戸市産後ケア事業における利用可能回数以上の回数を利用された場合は全額自己負担いただくこととなりますのでご注意ください。